

新潟市立総合教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月21日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第111号

新潟市立総合教育センター条例の一部を改正する条例

新潟市立総合教育センター条例（昭和49年新潟市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「新潟市西大畑町458番地1」を「新潟市西蒲区旗屋585番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。